

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 …… (広報広聴課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出 …… (農業施設管理課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可 …… (農業施設管理課)	11
○土地改良区連合の定款の変更の認可 …… (農業施設管理課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定 …… (農業施設管理課)	11
○土砂災害警戒区域の指定 …… (維持管理防災課)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… (維持管理防災課)	12
○津波災害警戒区域の指定 …… (維持管理防災課)	13
○特定調達契約に係る落札者等の公示 …… (建設管理課)	16
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……	16
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 ……	17

告 示

北海道告示第344号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- 落札を決定した日
平成30年4月12日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社電通北海道
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1
- 落札金額

- 108,108,108円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 一般競争入札の公告
平成30年2月23日付け北海道告示第145号
 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

伊達土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成30. 4. 7	理 事	遊 佐 義 秀	伊達市長和町356番地2
同	同	同	八木沼 保 幸	同 上長和町436番地3
同	同	同	舟 迫 昇	同 長和町470番地
同	同	同	鈴 木 享	同 上長和町444番地
同	同	同	岡 本 泰 成	同 清住町54番地
同	同	同	香 川 敏 明	同 上長和町192番地6
同	同 30. 4. 1	監 事	二階堂 幸 史	同 乾町13番地
同	同	同	泉 山 義 人	同 上長和町204番地
退 任	同 30. 4. 6	理 事	横岸澤 律 夫	同 上長和町266番地1
同	同	同	遊 佐 義 秀	同 長和町356番地2
同	同	同	八木沼 保 幸	同 上長和町436番地3
同	同	同	舟 迫 昇	同 長和町470番地
同	同	同	加 藤 孝 吉	同 長和町248番地9
同	同	同	岡 本 泰 成	同 清住町54番地
同	同 30. 3. 31	監 事	大 坪 孝 雄	同 上長和町144番地3
同	同	同	遠 藤 活 典	同 上長和町197番地

知内土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成30. 4. 8	理 事	寺 尾 正 弘	上磯郡知内町字重内33番地142

同	同	同	南 茂 敏	同	知内町字重内74番地153
同	同	同	吉 田 成 三	同	知内町字森越90番地 8
同	同	同	松 崎 三喜彦	同	知内町字上雷25番地
同	同	同	田 中 政 史	同	知内町字上雷25番地
同	同	同	手 塚 守	同	知内町字元町74番地
同	同	同	伊 藤 勝 夫	同	知内町字重内66番地
同	同	同	笠 松 彰	同	知内町字重内33番地330
同	同	同	大 嶋 貢	同	知内町字重内65番地
同	同	監 事	木 本 勉	同	知内町字重内31番地317
同	同	同	脇 本 昌 樹	同	知内町字元町45番地29
同	同	同	丸 山 正 浩	同	知内町字重内31番地48
退 任	同	30. 4. 7 理 事	森 永 勉	同	知内町字森越44番地
同	同	同	手 塚 守	同	知内町字元町74番地
同	同	同	笠 松 彰	同	知内町字重内33番地330
同	同	同	歸 山 一 美	同	知内町字上雷30番地
同	同	同	寺 尾 正 弘	同	知内町字重内33番地142
同	同	同	大 嶋 貢	同	知内町字重内65番地
同	同	同	吉 田 峰 一	同	知内町字重内74番地
同	同	同	吉 田 成 三	同	知内町字森越90番地 8
同	同	同	松 崎 三喜彦	同	知内町字上雷25番地
同	同	監 事	伊 藤 勝 夫	同	知内町字重内66番地
同	同	同	中 村 修 司	同	知内町字上雷108番地
同	同	同	脇 本 昌 樹	同	知内町字元町45番地29

北海道告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成30. 4. 23	由仁土地改良区
同 30. 4. 24	石狩花畔土地改良区
同	新えべつ土地改良区
同	東和土地改良区
同	永山土地改良区

北海道告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成30年4月26日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成30年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年5月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
中士幌1	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
二 宮	暗渠排水、区画整理	同

北海道告示第349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社沢川（Ⅰ-34-1060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旧高江沢川（Ⅱ-34-1080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オート牧場の沢川（Ⅱ-34-1110）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
高江の沢川（Ⅱ-34-1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
節婦学校沢川（Ⅰ-34-1040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
節婦一の沢川（Ⅱ-34-1050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
牧場一の沢川（Ⅱ-34-1130）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
牧場の沢川（Ⅱ-34-1140）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠節婦1（Ⅰ-3-369-2009）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠節婦2（Ⅱ-3-238-1411）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠高江5（Ⅱ-3-235-1408）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠高江6（Ⅱ-3-236-1409）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠高江7（Ⅱ-3-237-1410）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠節婦3（Ⅱ-3-239-1412）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠節婦4（Ⅱ-3-240-1413）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠節婦5（Ⅱ-3-241-1414）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字節婦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠東泊津（Ⅱ-3-243-1416）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字東泊津、字西泊津（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第351号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

平成30年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 津波災害警戒区域の表示
 - ア 市町村 小樽市
 - イ 大字等 住吉町、築港、信香町、錦町、堺町、港町、有幌町、勝納町、船浜町、張碓町、桜3丁目、朝里1丁目、朝里2丁目、朝里3丁目、朝里4丁目、銭函1丁目、銭函2丁目、銭函3丁目、銭函4丁目、銭函5丁目、オタモイ4丁目、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、赤岩3丁目、祝津1丁目、祝津2丁目、祝津3丁目、祝津4丁目、色内1丁目、色内2丁目、色内3丁目、手宮1丁目、手宮2丁目、塩谷1丁目、塩谷2丁目、桃内1丁目、忍路1丁目、蘭島1丁目（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

2(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 留萌市

イ 大字等 幸町1丁目、大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目、港町2丁目、港町3丁目、明元町1丁目、明元町2丁目、明元町3丁目、明元町4丁目、明元町5丁目、明元町6丁目、寿町1丁目、錦町1丁目、錦町2丁目、錦町3丁目、錦町4丁目、元町1丁目、元町2丁目、元町3丁目、元町4丁目、元町5丁目、花園町1丁目、花園町2丁目、花園町3丁目、花園町4丁目、船場町1丁目、船場町2丁目、瀬越町、礼受町、浜中町、沖見町1丁目、沖見町4丁目、三泊町、塩見町、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末広町4丁目、開運町1丁目、開運町2丁目、開運町3丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、春日町1丁目、高砂町2丁目、高砂町3丁目（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

3(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 寿都郡寿都町

イ 大字等 字六条町、字岩崎町、字開進町、字渡島町、字新栄町、字大磯町、字矢追町、字歌棄町、字歌棄町歌棄、字歌棄町有戸、字歌棄町種前、字歌棄町美谷、字政泊町山中、字政泊町弁慶、字政泊町政泊、字樽岸町建岩、字樽岸町樽岸、字樽岸町小川、字樽岸町浜中、字湯別町下湯別、字磯谷町能津登、字磯谷町島古丹、字磯谷町横潤、字磯谷町鮫取潤（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

4(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 磯谷郡蘭越町

イ 大字等 港町、字初田（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

5(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 岩内郡共和町

イ 大字等 梨野舞納、宮丘（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

6(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 岩内郡岩内町

イ 大字等 字御崎、字大和、字清住、字相生、字高台、字万代、字大浜、字野東、字敷島内（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

7(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 古宇郡泊村

イ 大字等 大字泊村、大字盃村、大字興志内村、大字茅沼村、大字堀株村（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

8(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 古宇郡神恵内村

イ 大字等 大字神恵内村、大字赤石村、大字珊内村（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

9(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 積丹郡積丹町

イ 大字等 大字美国町、大字婦美町、大字幌武意町、大字出岬町、大字入舸町、大字日司町、大字野塚町、大字西河町、大字来岸町、大字余別町、大字神岬町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

10(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 古平郡古平町

イ 大字等 大字沖町、大字歌棄町、大字沢江町、大字浜町、大字港町、大字新地町、大字入船町、大字本町、大字丸山町、大字御崎町、大字群来町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

11(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 余市郡余市町

イ 大字等 大川町1丁目、大川町2丁目、大川町3丁目、大川町4丁目、大川町5丁目、大川町6丁目、大川町7丁目、大川町8丁目、大川町9丁目、大川町10丁目、大川町11丁目、大川町12丁目、大川町13丁目、大川町14丁目、大川町15丁目、大川町16丁目、大川町17丁目、大川町18丁目、大川町19丁目、大川町20丁目、入舟町、浜中町、黒川町1丁目、黒川町2丁目、黒川町3丁目、黒川町6丁目、黒川町7丁目、黒川町9丁目、黒川町、栄町、港町、富沢町5丁目、富沢町6丁目、沢町1丁目、山田町、白岩町、潮見町、豊浜町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

12(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 増毛郡増毛町

イ 大字等 阿分、信砂、舎熊、箸別、中歌、港町、稲葉海岸町、栄町、暑寒海岸町、

弁天町1丁目、稲葉町1丁目、永寿町1丁目、永寿町2丁目、畠中町1丁目、畠中2丁目、暑寒町1丁目、暑寒町2丁目、暑寒町3丁目、暑寒町4丁目、暑寒町5丁目、野塚町、七源町、畠中北町、別荘、岩尾、岩老、雄冬（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

13(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 留萌郡小平町

イ 大字等 字臼谷、字小平町、字花岡、字大楢、字鬼鹿富岡、字鬼鹿秀浦、字鬼鹿広富、字鬼鹿港町、字鬼鹿田代、字鬼鹿元浜、字鬼鹿千松、字鬼鹿豊浜（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

14(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 苫前郡苫前町

イ 大字等 字力昼、字上平、字三豊、字苫前、字栄浜、字豊浦、字興津、字旭、字香川（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

15(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 苫前郡羽幌町

イ 大字等 南1条1丁目、南2条1丁目、南3条1丁目、南4条1丁目、南5条1丁目、南7条1丁目、南大通1丁目、北1条1丁目、北1条2丁目、北1条3丁目、北1条4丁目、北2条1丁目、北2条2丁目、北2条3丁目、北2条4丁目、北3条1丁目、北3条2丁目、北3条3丁目、北4条1丁目、北4条2丁目、北4条3丁目、北5条1丁目、北5条2丁目、北5条3丁目、北6条1丁目、北6条2丁目、北6条3丁目、北大通1丁目、北大通2丁目、北大通3丁目、北大通4丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目、港町5丁目、港町6丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、浜町5丁目、北町、幸町、栄町、字朝日、字汐見、字築別、大字天売、大字焼尻（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

16(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 苫前郡初山別村

イ 大字等 字有明、字栄、字初山別、字豊岬、字明里、字大沢、字共成（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

17(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 天塩郡遠別町

イ 大字等 字本町1丁目、字本町2丁目、字本町3丁目、字本町4丁目、字本町5丁目、字本町6丁目、字北浜、字幸和、字啓明、字丸松、字北里、字富士見、字金浦、字旭、字歌越（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

18(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 天塩郡天塩町

イ 大字等 海岸通1丁目、海岸通2丁目、海岸通3丁目、海岸通4丁目、海岸通5丁目、海岸通6丁目、海岸通7丁目、海岸通8丁目、海岸通9丁目、海岸通10丁目、海岸通11丁目、山手通8丁目、山手通9丁目、新栄通1丁目、新栄通2丁目、新栄通3丁目、新地通2丁目、字天塩、字川口、字更岸（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

19(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 天塩郡豊富町

イ 大字等 字清明、字稚咲内、字豊里（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

20(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 礼文郡礼文町

イ 大字等 大字香深村字ナイヲロ、大字香深村字キトウシ、大字香深村字テシカリシマ、大字香深村字カフカイ、大字香深村字トンナイ、大字香深村字シャクニン、大字香深村字チャシトンス、大字香深村字フンベネフ、大字香深村字シレットコマナイ、大字香深村字モトチ、大字船泊村字ヲチカフナイ、大字船泊村字ウエントマリ、大字船泊村字タカヤマ、大字船泊村字ホロトマリ、大字船泊村字ベンザイトマリ、大字船泊村字ヲシヨシナイ、大字船泊村字沼ノ沢、大字船泊村字ハマナカ、大字船泊村字シラハマ、大字船泊村字スコントマリ、大字船泊村字テフネフ、大字船泊村字ニシウエントマリ、大字船泊村字メシコニ、大字船泊村字ウエンナイ、大字船泊村字ササトマリ、大字船泊村字アナマ（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

21(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 利尻郡利尻町

イ 大字等 杓形字蘭泊、杓形字神居、杓形字泉町、杓形字富士見町、杓形字本町、杓形字日出町、杓形字種富町、杓形字新湊、杓形字栄浜、仙法志字御崎、仙法志字元村、仙法志字政泊、仙法志字神磯、仙法志字長浜、仙法志字久

連、仙法志字本町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

22(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 利尻郡利尻富士町

イ 大字等 鬼脇字野中、鬼脇字南浜、鬼脇字沼浦、鬼脇字金崎、鬼脇字鬼脇、鬼脇字清川、鬼脇字二石、鬼脇字石崎、鬼脇字旭浜、鬼脇字鎌泊、鴛泊字雄忠志内、鴛泊字野塚、鴛泊字湾内、鴛泊字港町、鴛泊字本町、鴛泊字栄町、鴛泊字富士野、鴛泊字富士岬、鴛泊字本泊、鴛泊字大磯（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

23(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 天塩郡幌延町

イ 大字等 字浜里（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び留萌振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第352号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システムほか運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月28日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HBA
(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
75,777,120円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第78号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月8日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 仮設材の賃貸借（函館恵山線）

ア 仮橋上部 114トン

イ 覆工板 480平方メートル

(2) 仮設材の賃貸借（八雲今金線）

ア 仮橋上部 106.4トン

イ 覆工板 537平方メートル

(3) 広幅複写機の賃貸借 1台分 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月2日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏名 ヒロセ株式会社

イ 住所 大阪府大阪市西淀川区中島2丁目3番87号

(2) 1の(3)

ア 氏名 リコージャパン株式会社

イ 住所 東京都港区芝3丁目8番2号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 16,092,000円

(2) 15,660,000円

(3)ア 基本料金 5,900円

イ 1枚当たりの単価 5.0円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第66号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年5月8日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借 1台
- 2 落札を決定した日
平成30年4月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース旭川
(2) 住所 旭川市東鷹栖4線10号1番地8
- 4 落札金額
42,120円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第46号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月8日

北海道教育庁空知教育局長 竹林 亨

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称（1日当たりの単価）及び数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース）

イ 調達予定数量

(ア) 恵庭（通常・行事）コース （1日2便） 204日

(イ) 恵庭（特行事）コース （1日3便） 1日

(2) 落札を決定した日

平成30年3月14日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社高田モータース

イ 住所 夕張郡長沼町東5線南6番地

(4) 落札金額

ア 恵庭（通常・行事）コース 60,435円

イ 恵庭（特行事）コース 78,525円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成30年2月23日付け北海道教育庁空知教育局告示第6号

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称（1日当たりの単価）及び数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭・北広島コース）

(ア) 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便） 111日

(イ) 恵庭・北広島（水）コース（1日3便） 41日

(ウ) 恵庭・北広島（木・行事）コース（1日2便） 52日

(エ) 恵庭・北広島（特行事）コース（1日3便） 1日

イ 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別コース）

(ア) 江別（月・火・水・金）コース（1日3便） 152日

(イ) 江別（特行事）コース（1日3便） 1日

(ウ) 江別（木・行事）コース（1日2便） 52日

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月14日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社高田モータース

イ 住所 夕張郡長沼町東5線南6番地

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭・北広島コース）

(ア) 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便） 59,900円

(イ) 恵庭・北広島（水）コース（1日3便） 58,282円

(ウ) 恵庭・北広島（木・行事）コース （1日2便） 43,448円

(エ) 恵庭・北広島（特行事）コース （1日3便） 51,840円

イ 北海道南幌養護学校スクールバス貸借（江別コース）

(ア) 江別（月・火・水・金）コース （1日3便） 62,450円

(イ) 江別（特行事）コース （1日3便） 62,450円

(ウ) 江別（木・行事）コース （1日2便） 51,050円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目
